

## 国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の原案について

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十一条第六項の規定により、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の原案を次のように公告する。なお、同原案に係る区域内の土地の所有者及び利害関係人は、縦覧開始の日の翌日から起算して三週間を経過する日までに、東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

令和四年四月十五日  
東京圏国家戦略特別区域会議

**一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類**

東京都市計画地区計画新宿駅直近地区地区計画  
当該事項を定める土地の区域 変更する部分  
東京都新宿区新宿三丁目、西新宿一丁目及び渋谷区代々木二丁目各地内

**二 縦覧場所** 新宿区新宿駅周辺整備担当部新宿駅周辺まちづくり担当課（新宿区役所本庁舎七階）

渋谷区都市整備部都市計画課（渋谷区役所本庁舎十一階）

**三 縦覧期間** 令和四年四月十八日から五月二日まで

**四 意見書の提出先** 東京都新宿区歌舞伎町一丁目四番一号  
新宿区新宿駅周辺整備担当部新宿駅周辺まちづくり担当課  
東京都渋谷区宇田川町一番一号  
渋谷区都市整備部都市計画課

## 国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の原案について

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十一条第六項の規定により、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の原案を次のように公告する。なお、同原案に係る区域内の土地の所有者及び利害関係人は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

令和四年四月十五日  
東京圏国家戦略特別区域会議

### 一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類

東京都市計画地区計画日本橋・東京駅前地区地区計画

当該事項を定める土地の区域 変更する部分

東京都中央区日本橋本石町一丁目、日本橋本石町二丁目、日本橋本石町三丁目、日本橋本石町四丁目、日本橋室町一丁目、日本橋室町二丁目、日本橋室町三丁目、日本橋室町四丁目、日本橋本町一丁目、日本橋本町二丁目、日本橋本町三丁目、日本橋本町四丁目、日本橋一丁目、日本橋二丁目、日本橋三丁目、八重洲一丁目、八重洲二丁目、京橋一丁目、京橋二丁目、京橋三丁目及び日本橋小網町各地内

二 縦覧場所 中央区都市整備部地域整備課（中央区役所本庁舎五階）

三 縦覧期間 公告の日の翌日から起算して二週間

四 意見書の提出先 東京都中央区築地一丁目一番一号  
中央区都市整備部地域整備課